

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年1月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500064号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500018号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社。以下「請求対象事業所」という。)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間①のうち、平成14年9月1日から令和5年9月1日までの期間について、請求者が請求対象事業所における厚生年金基金の加入員であったと認めることはできない。

請求期間②について、請求者の請求対象事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年4月1日から令和5年9月1日まで
② 平成2年6月1日から令和5年9月1日まで

請求期間①の標準報酬月額と請求期間②の標準賞与額はもっと高かったはずなので確認してほしい。また、退職した令和5年まで厚生年金基金に加入していたが、厚生年金基金が途中で解散して代行返上された記録となっている。しかし、そのような事実はないので厚生年金基金加入期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者からは請求期間①の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料の提出はなく、事業主からも請求期間①の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料の提出はないことから、請求内容どおりの給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求対象事業所の担当者は、請求内容どおりの厚生年金保険料を給与から控除していない旨陳述している。

さらに、C健康保険組合(以下「健康保険組合」という。)から提出された被保険者記録照会画面によると、請求期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、D企業年金基金の回答によると、請求者が資格取得した平成2年4月1日から平成14年9月1日までの標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る請求内容どおりの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間①のうち、平成 14 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 1 日までの期間（以下「当該期間」という。）について、企業年金連合会は、請求者が加入していた E 厚生年金基金は平成 14 年 4 月 1 日に F 厚生年金基金に吸収合併され、同年 9 月 1 日に代行返上（将来返上）しているため、以後の期間は厚生年金基金の加入期間とならない旨回答している。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金基金の加入実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において厚生年金基金の加入員であったことを認めることはできない。

- 3 請求期間②について、請求者からは請求期間②の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料の提出はなく、事業主からも請求期間②の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料の提出はないことから、請求内容どおりの賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求対象事業所の担当者は、請求内容どおりの厚生年金保険料を給与から控除していない旨陳述している。

さらに、健康保険組合から提出された被保険者記録照会画面によると、請求期間②に係る標準賞与額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る請求内容どおりの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 なお、請求者は、ねんきん定期便の平成 15 年 3 月までの平均の標準報酬月額が月別状況で全く変更がないのに何度も変更されている旨主張している。

平均の標準報酬月額については、G 年金事務所は、令和 7 年 8 月 14 日付けで請求者に対して、ねんきん定期便に記載されている「平成 15 年 3 月までの平均の標準報酬月額」の算出方法がわかる資料を送付していることが確認できるところ、当厚生局において当該資料により検証したが、計算に誤りは認められなかったことを申し添える。